

■第 13 回東京都震災復興検討会議議事録

平成 20 年 5 月 27 日（火）15：00～16：30

東京都庁第一庁舎 33 階特別会議室 N 6

○事務局（斎藤副参事） 定刻を過ぎておりますが、委員の方がもう少しでお見えになると思いますので、恐れ入りますが、もう少しお待ちください。お願いします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。第 13 回東京都震災復興検討会議を開催させていただきます。本日は今年度初めてでございます。昨年の 5 月以来ということになります。

初めにお手元の資料のご確認をさせていただきたいと思います。本日の次第でございます。その次第の裏に、本日配布させていただいております資料一覧がございます。資料 1、ここで一つのつづりになっておりまして、裏表でございますが、22 ページまでございます。資料 2 でございますが、これは 4 ページのものでございます。資料 3 でございますが、これは下のほうにページを打っておりまして、一番最後のページが 13 ページになっているものでございます。資料 4 は A 3 の紙 2 枚でございます。そのほかに本日、添付資料といたしまして、当検討会議の委員の名簿、および幹事会の名簿、並びに検討体制が入りました別添資料が 3 枚ございます。

それ以外にお手元にお配りさせていただきます冊子でございますが、一昨年まで行っていました「地域力を活かした住民主体の復興」ということで、復興模擬訓練の報告書、それにことしの 3 月に発表させていただきました震災対策事業計画 3 カ年間の計画の本でございます。これ以外に机上に配布しておりますものとして、パンフレット、および復興プロセス編、並びに内閣府が出しております住家の被害認定関係資料、それとマニュアルの復興施策編でございます。そのほかに座席表が 1 枚ございますが、ご確認いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

次に本委員につきまして、私のほうからご紹介をさせていただきます。まず別添の資料 1 をご覧いただきたいと思います。当検討会議の委員の座長でございます首都大学東京の中林教授でございます。

○中林座長 中林と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 副座長の早稲田大学佐藤教授でございますが、本日けさ電話が

ありまして、所用で欠席ということでございます。市民防災研究所池上理事でございます。

○池上委員 池上です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 日本女子大学石川教授でございますが、所用で欠席との連絡をいただいております。パルシステム生活協同組合五辻委員でございます。

○五辻 五辻でございます。

○事務局（斎藤副参事） 首都大学東京の大杉教授でございます。

○大杉委員 大杉でございます。

○事務局（斎藤副参事） 富士常葉大学の重川教授につきましては、所用で欠席との連絡を頂いております。一橋大学の田近教授につきましては、後ほどお見えになるのではないかと考えております。大妻女子大学の藤吉教授は、所用で欠席との連絡を頂いております。弁護士の淵上委員でございます。

○淵上委員 淵上でございます。

○事務局（斎藤副参事） 関西学院大学の室崎教授は、所用で後ほど遅れて見えるかもしれません。東京経済大学の森反教授でございます。

○森反委員 森反です。どうぞよろしく。

○事務局（斎藤副参事） 以上が検討会議委員のご紹介でございます。

次に、当検討会を支えています検討会幹事会の方々のご紹介をさせていただきます。名簿の上から順にご紹介をさせていただきます。幹事長でございます中村危機管理監でございます。

○中村危機管理監 中村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 副幹事長で、総務局の鈴木企画調整担当部長です。

○鈴木企画調整担当部長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 副幹事長で、都市整備局宮村市街地整備部長です。

○宮村市街地整備部長 宮村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 次に幹事でございますが、総務局石野総合部長は所用で欠席とさせていただきます。都市整備局瀬良住宅政策担当部長でございます。

○瀬良住宅政策担当部長 瀬良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 福祉保健局杉村総務部長は所用で、中山課長補佐に出席をいただいております。

○中山課長補佐 中山です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 福祉保健局永田生活福祉部長は所用で欠席でございます。産業労働局櫻井参事でございます。

○櫻井参事 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 建設局安藤参事でございます。

○安藤参事 安藤でございます。

○事務局（斎藤副参事） 総務局情報システム部小原情報システム課長です。

○小原情報システム課長 小原です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 私、本日の進行を務めさせていただきます、総務局総合防災部の斎藤です。よろしくお願いいたします。生活文化スポーツ局総務部馬神副参事です。

○馬神副参事 馬神です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 都市整備局市街地整備部白田企画課長は後ほどお見えになると思います。都市整備局住宅政策推進部水野副参事です。

○水野副参事 水野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 産業労働局総務部糸井副参事です。

○糸井副参事 糸井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 建設局総務部、佐々木副参事です。本日は所用で欠席ということです。墨田区森危機管理担当部長は所用のため、菅原主査にご出席をいただいています。

○菅原主査 菅原です。よろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 小金井市総務部長は所用で、三井課長に出席をいただいています。

○三井課長 三井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（斎藤副参事） 以上で幹事の紹介を終わらせていただきます。なお、お手元のその次のページに別添資料3がございますが、この復興検討会議の位置付け等についてを図示したものでございます。昨年度説明をさせていただいておりますが、検討委員会の意見をいただきまして、この震災復興マニュアルに関する助言を頂くということになっております。なお、一番下にございます特別部会を今回つくっておりますので、区市町村向けマニュアル作成特別部会および固定資産情報に関する検討会はこういう組織になっているということで、ご紹介をさせていただきます。

それでは開会に当たりまして、中村危機管理監よりごあいさつを申し上げます。

○中村危機管理監 危機管理監の中村です。本日は委員の皆さまにおかれましては、お忙

しい中、本検討会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆さまには、昨年の4月に新たにご就任いただきまして、それ以来2回目となる会議でございます。先ほども司会のほうからございましたが、この会議は通算で第13回となっております。東京都は阪神淡路大震災後の平成8年度に震災復興に関する検討を開始いたしました。そして平成10年11月でございますが、第1回の検討会議を開催しております。この間、委員の先生のご提言を頂きながら、復興関連事業を震災復興マニュアルとしてまとめてきました。平成15年3月には、課題といたしまして182項目が示されましたが、おかげさまで昨年の8月までにすべて検討を終えまして、今回整理することができました。また、お手元に実績報告書を配布してございますが、住民の方々の参加によります地域協同復興模擬訓練にも取り組んでまいりました。このような先駆的な事業を行うことができたことも、委員の皆さまのご支援・ご協力があったからだと思っております。深く感謝申し上げます。

ところで、震災復興は国と区市町村が連携して取り組まなければならない課題でございますが、これまでの取り組みには差が見られております。国におきましては、都より10年遅れとなりますが、ようやく平成19年2月に首都直下地震に対する復興対策の検討会議が設置され、検討が始められたところでございます。一方、都内の区市町村につきましては、18区で復興マニュアルが作成されておりますが、市町村ではいまだどこも作成に至っておりません。また、共通認識が必要な事項で未解決なものも残されているなどの課題があります。このため、区市町村担当者向けの標準的な震災復興マニュアルが求められておりました。昨年の会議では、作成方針につきましてご審議いただいたところでございます。現在、区市町村向け震災復興マニュアル作成特別部会におきまして、区市町村職員と都の関係局職員によりまして、検討を進めているところでございます。本日は都区の役割分担、およびり災証明発行に係る課題について報告させていただきますので、ご審議いただきたいと思っております。

なお委員の皆さまには、このほかにも気がついたことがあれば、専門的見地からご意見を賜りたいと思っております。本日はよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○事務局（斎藤副参事） それでは議事に入らせていただきます。以降の進行につきましては、中林座長、よろしくお願い申し上げます。

○中林座長 それでは本日第13回ということですがけれども、東京都震災復興検討会議に入らせていただきたいと思っております。先ほど斎藤副参事のほうから別添3という資料を説明していただきまして、改めてこの会議というのが、四川大震災などという出来事を踏まえる

と、重要な会議なのだということを改めて思った次第です。四川大震災の被災の場所とか状況というのは、中越地震をはるかに大きくしたような規模と状況が発生していますけれども、被災者の数とか、あるいは失われた住宅の数というのは、この首都直下の地震で想定しているような膨大な被害という、まさにそのけたが合うような被害であるということです。中国の復興も大問題ですが、改めて 1,000 万人とか 400 万、500 万というような数字というのは、どういう災害であり、そこからどう復興するかということについて、改めて身の締まるような思いも若干いたしました。

さて、本日の議事に入りたいと思いますけれども、本日の議題は報告事項が 2 件、協議事項が 2 件でございます。最初にまず報告事項 2 件を一括して説明をお願いしたあとに、皆さまからご意見を頂きたいと思います。それでは事務局から報告事項について説明をお願いしたいと思います。

○事務局（斎藤副参事） 報告の前に、ただいままいりました委員のご紹介をさせていただきます。田近一橋大教授でございます。幹事のほうでございますが、都市整備局市街地整備の臼田企画課長でございます。

○臼田企画課長 臼田です。よろしく申し上げます。

○事務局（斎藤副参事） それではすみませんが、座らせて説明をさせていただきます。まず、お手元の資料 1 でございます。平成 19 年度の震災復興対策事業実績でございます。この検討会議を昨年の 5 月に開催しまして、そのほかにもいろいろな関係の部会を進めております。とりわけ区市町村の標準的な震災復興マニュアルを作成するというこのための検討会、特別部会を 4 回開催いたしまして、さらに 23 区特有の問題でございます固定資産関連情報、都税事務所で徴収しておりますが、その情報をどのように特別区に提供するかという検討会も設置し、検討してきたところです。

そうした会議を踏まえまして、震災復興マニュアルに関連いたしまして、幾つかご報告します。お手元の 3 ページ、資料 1 の 2 の 1 をお開きください。まず冒頭、危機管理監よりご報告させていただきましたが、マニュアルでございます。このお手元の分厚いものでございまして、これは東京都の担当者向けの復興施策編でございます。これが最初作成した平成 15 年 3 月、182 の検討課題がありましたが、昨年までご報告させていただいたように、すべて検討が終了し、一定の修正作業をいたしまして、今回お手元にお配りさせていただいたように、すべて修正を行ない、昨年 10 月に完成を見たところでございます。今後、法改正その他がございますので、随時必要な修正をしてまいりたいと思っています。

次に、5ページの資料1の2の2でございますが、区市町村向けのマニュアル検討状況でございます。昨年5月のこの会議で、作成の基本的な考え方をご審議いただきました。それに基づきまして、都と区市町村の部課長級で構成する特別部会を設置いたしました。この中で検討した主な内容は二つございまして、一つはマニュアルを作成するのに前提となる都と区市町村の役割分担、これをいったん整理するため、原案を作成し、今年度に入りまして、3回にわたり、区市町村に対して意見照会を行い、一定の合意を見て、都と区市町村の間で整理をさせていただいたものでございます。後ほど協議事項の中で詳細を説明させていただきますが、この検討を行ったということでございます。

もう一つが、震災復興のスタートとなるべきり災証明の発行が大きな課題になっております。実はこの都のマニュアルの中には、り災証明の部分は区市町村の事務だということでご記載をされておられません。それで区市町村のマニュアルを作るには、都の業務ではないということ、ここには入っておりません。事実、中越あるいは中越沖等でも相当苦勞をした、また現場でいろいろ混乱があった部分もありますので、これを改めていろいろな問題点・課題を整理し、かつ本日のこの後の協議事項の中でも、一定の方向として、こういうやり方をしたらどうかという流れを整理いたしました。その点、後ほど協議事項のほうでご審議をいただき、またいいアイデア等をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

7ページ、資料1の2の3でございます。区市町村における震災復興のマニュアルの作成状況でございますが、23区のうち、いわゆるマニュアル等を作成している所がございますが、市町村では一切ございません。また、つい最近作られた所は練馬区で、ことしの3月に作られたバインダー方式の472ページという大きなもので、それぞれ出ております。ただ、り災証明の部分については1行、1カ月以内にやるということだけで、具体的な留意事項の中身については、まだまだ十分検討されている、あるいはそのへんが十分論議されている部分はなかったかなと思っております。いずれにせよ、温度差があるということで、また、作成した年度も13年、14年、あるいは16年度というのも多いわけでございますので、こうした中で、標準的なものをわたしどもが作成をしたいと思っております。

9ページでございます。地域防災計画でございますが、これも前回5月の時に概要でご報告させていただきました。また委員の先生方にも、「地域防災計画震災編」を冊子として送らせていただきましたので、ご案内のとおりです。

今回の特徴は、初めて減災目標を設定するという点で出たものです。裏側を含めて、復興に関連する事項につきましても、新規ということで、10ページ、後ろ側でございます

ように、今までは1ページ程度ということだったのですが、今度は章立てをし、5章立てにさせていただいて、とりわけ第2章、4章、5章を新規で作成したということでございます。

もう一つの計画でございますが、お手元にこういうピンクの本で、今日お渡しさせていただいております。今年の3月に震災対策条例に基づきまして、3カ年の事業計画を作成したものでございます。総事業件数が186事業にわたり、20年、21年、22年の3カ年間に、具体的に減災目標に沿って事業をどう進めるかということについて記載をしたものでございます。

恐れ入りますが、後ろのほうの381ページには第5部で、復興関係の専門分野の事業を入れてあります。一つはこの検討会議を含む震災復興のマニュアル関係、いわば体制の整理ということを出ているものでございます。その年次計画の中で、19年、20年ということで、区市町村のモデルのマニュアルを作る、あるいは毎年度必要なシンポジウム、あるいは町づくり支援などのいろんな見直しをやっていく、支援をしていこうということを記載してございます。

382ページは、東京消防庁が災発行にかかわる連携の促進ということでの事業計画をしたものでございます。復興は二次事業でございますが、それ以外の事業もございまして、ご参考にご覧いただきたいと思っております。

戻りまして11ページでございます。地域住民への支援の中で、19年度と20年度に実施しております地域防災力向上事業でございます。東京消防庁とわたしどもが協同で事業をするものでございまして、毎年5地区実施をしております。本事業を通じまして、いろいろ地域の中での防災力が高まった一つのモデル的な例として、墨田区太平地区では、町会とその中に存在する事業所との相互応援が整備されました。

12ページをお開きいただきたいと思いますが、協定を1月17日、町会連合会と関連事業所14の間で協定を結び、なおかつ2月には合同の訓練を行いました。

13ページでございます。支援機構と昨年1月に協定を結び、災害復興の町づくりの支援事業を一緒にやろうということで結びました。その協定に基づく第1回目の事業ということで、マンション問題の講演会等をやりましたし、またそれまで4年間にわたり、21地域で復興模擬訓練を実施いたしました。これらの交流集會を、同じく昨年の8月21日に開催したものでございます。パネルの作成、展示したとか、事例集あるいは成果発表のシンポジウムと、406名の参加を得て実施いたしました。14ページはそのときのアンケートの

集計です。ご参考までをお願いをしたいと思います。

15 ページでございますが、墨田区では墨田区内の関連の団体の人たちと、併せて災害復興に関する、俗に「プラットフォーム」と言っていますが、復興の市民組織の連携が整っております。区としては、墨田区災害復興支援組織設置要綱というのを設置いたしまして、区長に無償ボランティアで災害時にいろいろご協力をいただき、平常時からいろいろな研究活動に参加できる方を募集しております。3月26日に設立準備総会を開催し、14団体43名の方が賛同し、設立準備総会を行い、今年度、本格的な事業を実施するというふうに伺っております。関係団体で協定を結ぼう、あるいは個人の登録ということもお伺いをしているところでございます。

17 ページの震災復興シンポジウムの開催の状況、及び19 ページ、都市復興の状況につきましては、後ほど都市整備局の担当課長のほうから説明いただきたいと思います。

21 ページでございますが、毎年行っております国への提案・要望でございます。19年6月に20年度の国への要望ということで、21 ページから22 ページにわたる7項目の要望をしているところです。従前に比べて1項目、実は要望が落ちております。応急住宅の修理の制度改正等でございますが、一定の改善がなされているということで、落としてございます。

引き続きまして、資料2でございますが、今年度の震災復興対策事業計画でございます。まず今年度は区市町村のマニュアルを作成するというので、次のページの2ページにあります。ちょっとスケジュールを申し上げますと、すでに5月に第1回目の特別部会を開催しております。先週です。本日この復興検討会議で中間報告をさせていただき、その後6回程度の特別部会、この間に区市町村への意見照会を踏まえ、年内には一定の原案を作成したいと思っております。年が明けまして1月、もしくは2月の下旬になるかもしれませんが、この会議を開催させていただきまして、マニュアルの案をお示しをし、またご意見を頂きたいと思っております。それを含めて2月に幹事会で確定し、そして3月を目途に作成をしたいと考えております。

また、右側のその他の欄がございますが、これが地域住民等への支援ということでございまして、今年度は地域防災力向上事業を5地区で行います。品川区、世田谷区、板橋区、府中市、町田市でございます。また、区市町村が実施する復興模擬訓練等にも積極的に支援をしていきたいと思っております。現在のところだと、新宿区、品川区、立川市で実施をする聞いております。

また、支援機構との第2回目の報告会ということで、今回は3ページにありますように、7月16日を予定してございます。これはちょうど中越沖地震の1周年の日になりますが、今回は被災企業の体験報告会とともに、いわば企業復興を考えるということで、報告講演会を実施したいと思っています。7月16日の15時からでございまして、阪神淡路大震災、中越地震、あるいは中越沖地震、能登半島ということで、それぞれ企業の方、商店街の方、また石川県については県の方にも来ていただいて、復興ファンド等の話を伺って、その後、専門家による事業承継およびBCP等に関する講演をしようということでございます。

これにつきましては、本日プレス発表をさせていただきまして、先着500名ということで、申し込みを受けたいと考えております。なお、毎年実施しております都市復興模擬訓練及び震災復興シンポジウムにつきましては、都市整備局のほうから説明をしていただけたらと思っております。

以上、資料1と2で、総括的な点について、わたしどものほうからお話をさせていただきました。

○中林座長 本日の報告事項ということで、資料1、資料2の2件の説明をいただきました。では、引き続きお願いします。

○臼田企画課長 お手数ですが、資料1の4の4、17ページをご覧いただきたいと思えます。震災復興シンポジウムの開催の報告でございますけれども、12月の21日、都庁の第一庁舎5階の大会場で開催させていただきまして、408人の参加を得たシンポジウムでございます。テーマといたしましては、「首都直下地震からの復興まちづくり」、サブテーマといたしまして、「地域防災力を高めよう」という内容でございます。基調講演は神戸大学の塩崎先生にさせていただきまして、「阪神・淡路大震災の都市復興の教訓をどう活かすか」という内容でございました。講演の概要につきましては、資料をご覧いただきたいと存じます。それからパネルディスカッションを行いましたけれども、コーディネーターとして中林教授に当たっていただきまして、パネリストは以下のとおりでございます。概要につきましても、後でご覧いただければと思えます。

成果でございますけれども、アンケートの結果によりまして、復興まちづくりに向けた事前準備、これが重要だということの認識、あるいは都が行っている継続的な取り組みこそ意義があるのだと。

また、復興模擬訓練は市民の意識、組織の育成につながって、重要な対策だということなどがアンケート結果よりわかりまして、大変成果が上がったと感じてございます。

次、19 ページでございますが、都市復興模擬訓練の実施の報告でございます。実施日は昨年の7月から10月まで、全5回で開催してございます。訓練の目的といたしましては、区市町村の職員を対象といたしまして、都市復興への意識向上と復興手順の習熟を図るというものでございます。また、復興マニュアルの習熟検証を行うという意味合いも含めてございます。対象者は以下のとおりでございます。模擬訓練の内容といたしましては、練馬区の桜台地区を対象にいたしました通常訓練でございます。

この成果でございますけれども、D I Sの情報伝達訓練が行われまして、被害のデータの受け渡し、こういう都市復興の初期プロセスの訓練ができたということでございます。

それから20年度の部分でございますが、4ページ、資料2の3をご覧くださいと存じます。都市復興模擬訓練およびシンポジウムの実施計画ですが、内容等につきましては、先ほどの報告と同じでございます。継続して習熟訓練を図るということでございます。今年度のスケジュールでございますけれども、6月27日から開催をいたしまして、7月、8月、9月、10月と訓練を重ねていきます。12月又は1月に震災復興シンポジウムを開催するという予定で進めてございますので、引続きご協力のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○中林座長 ありがとうございます。それでは、ただ今報告をいただきました件につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告に移って、あとは併せて質疑ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは検討事項、協議事項ということで、次の議題に入りたいと思います。協議事項は先ほど説明がありましたように、区市町村向けの標準マニュアルの作成についてということですが、内容は2件、ございます。一つが震災復興事業の区市町村と都との役割分担。もう1件が、り災証明の発行に係る主な課題ということ。関連がありますので、2件併せて説明をいただいたあとに、質疑・討論等をさせていただきたいと思います。それでは説明よろしく申し上げます。

○事務局（斎藤副参事） それではお手元の資料3をまずお開きください。これは東京都のこの震災復興マニュアルには、どこがやるかということが書いてあります。東京都の何局、あるいは区市町村とか関係団体。それを区市町村から見た場合に、改めて一つ一つの主な事業をどこが主体的にやるかということをも整理をし、その後でその主体に応じて、例えば都がどのような支援をできるのかということのための前提となるものとして、まず

初めに、19年度に区市町村との役割分担の整理をさせていただいたものでございます。

この作成に当たりましては、先ほどもご報告をさせていただきましたが、3回にわたって区市町村と各局との中でやりとりをし、その内容がいかどうかということについては事前に調整をさせていただきました。都と区市町村の間では、一点、継続協議がありますが、それ以外については、それぞれどちらが主体的にやるかということについては、整理をされております。

この整理の仕方でございますが、三つに分けてあります。一つは区市町村ごとにやるというものです。被災の状況において区市町村ごとにやるということで、例えば復興本部でございます。これは区市町村の団体が主体的に取り組む。東京都も同じように都の復興を行うということになります。

二つ目の区分は、いろんな事業を区市町村が主体になって実施をするもので、それを東京都が支援・調整をするというものです。具体的な事例として出ておりますのが、応急危険度判定でございます。この実施主体は区市町村です。ですから区市町村が何らかの本部をつくり、他縣市あるいはいろんな所に応援を求めて、判定員が地域内の応急判定を1週間以内に行う。東京都はそれに対して支援本部を設置し、いろいろな技術的な助言あるいは人の派遣、そういう調整を行う。こういうものでございます。

三つ目は、都と区市町村がそれぞれの役割分担に応じて、それぞれが主体的にやるということです。具体的事例として、公共施設の被害状況の集約ということで、区市町村は区市町村立の建物、東京都は東京都立の建物あるいは関連施設というかたちで、基本的には三つに考え方を整理してございます。

なお、それぞれの事項は主なものでございまして、その主な事項の下に括弧で1の2の6とか、それはこの都のマニュアルのページになっております。実は都のマニュアルを整理したものでございますので、区市町村単独のもので整理をしていたら、り災証明の発行というのは、東京都のマニュアルに一つも書いてないというのに気がつきました。また区市町村からも、この部分についてはいろいろ問題があるということで、併せてり災証明の発行にかかわる部分について、先行的にいろんな課題を整理しました。それが資料4でございます。

その4にいく前に、具体的な内容の中でいくつかポイントを申し上げたいと思います。まず1ページは「復興体制の構築」ということですので、本部組織あるいは団体ごとにとということで、先ほど応急危険度の判定もございました。概ねこの順番は被災の状況によっ

て、流れるに記載されております。

2ページにいきまして、11番等についてですが、震災復興計画、財政方針、財源、これは団体ごとにやるということです。

また、用地の確保についても、基本は区市町村、都が調整をするということで、なかなか難しい課題ではございますが、オープンスペースの問題というのもございます。

次に第二章でございますが、「都市の復興」が4ページ、5ページに記載してございます。多くが区市町村が家屋被害概況調査から始まりまして、家屋被害調査、あるいは第一次建築制限等を行うということで、区市町村、ただし多摩地区については建築制限を行っております。特定市9市はそれぞれ9市が自らということになりますが、それ以外の所は都が行うというかたちでの整理となっております。

住宅の関係が7ページと8ページ、9ページに入っております。住宅の問題で言いますと、住宅の関係としてまずどこが復興計画を作成するのかということで、区市町村主体と出ておりますし、都が支援をするというかたちになっております。

8ページの上から二つ目が、実は引き続き協議事項ということになっているもので、これは応急修理の問題でございます。法的にも都道府県の仕事になっておりまして、実は応急修理の部分で、具体的な募集その他は区市町村でできるわけですが、実際の実施等について、果たして都が全部引き受けるかということについては、引き続き調整をしたい、協議をしていきたいと思っています。都が区市町村に委任をすることができるとなっておりますが、その委任の整理がまだされていないため、引き続きこの部分は協議ということになっております。

これらの数多くの応急修理が短時間の間で、概ね1週間ぐらいで募集を始めるということ、あるいは実際の契約は都がプレハブ業界と、いわゆる建築関係の業者とやる。このようなこともありまして、この部分をよりきめ細かくするためには、ある程度の部分を区市町村にやっていただかなければならない部分もあるんだろうと思いますが、ここは引き続き協議になっています。それ以外のところについては、応急仮設住宅の問題、あるいは入居者の募集その他も、一応整理をされております。

「第四章くらしの復興」、10ページと11ページの部分でございますが、これはその多くが今、区市町村になっております。これは生活に関連するいろんな福祉関係の部分等も、ほとんど区市町村が平常時も事業を実施していることから、そのような整理の仕方になっております。

12、13 ページが「産業の復興」でございまして、これについても、基本的には団体ごとにやっていたかなきゃならないことと、都が総合的な計画をつくるという部分とでの整理の仕方ということになっております。

この区市町村と都の役割分担をただ単に整理すればいいということではございませんので、区市町村がこの整理に従って実際にこのとおりにできるかどうか、あるいはそれをやるためにはどういう点に注意していったらいいのかと、こういう点について、ぜひ先生方からいろんな経験、あるいは専門的な立場から、本日はご助言をいただきたい。

実際はこのような場合はこういう問題があるとか、こういう点に注意してやったほうがいいというようなご意見を頂いて、マニュアルの中に反映をさせていきたいと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に資料4でございしますが、り災証明の発行というのは、大変、実は中越沖でも柏崎でも現実に1カ月かかることもあります。阪神・淡路のときは、正直言ひましてドタバタしたということもございました。そこでまず資料4で、その根拠とか内容とか様式とかというところを一応整理してみました。真ん中ほどに「主な課題」として5項目の整理をしたところですよ。

まず東京特有の問題でございしますが、実は建物の倒壊証明をするのは区市町村です。しかし地震によって火災が起きたときのり災証明発行というのは、東京消防庁ということでございまして、発行者が違いますので、東京消防庁からも区市町村と連携した訓練をやりたいという要望があります。区市町村と東京消防長の連携を具体的にやっておかないと、事前に整理しておかないと、実際大変だろうなと思ひます。

例えば横浜市ですと、横浜市と横浜市の消防本部と、同じ市の中でございしますが、23区は完全に東京消防庁と組織が変わっています。

あるいは申請者をどうするのだと。申請者は決まっているのですが、じゃそれをどうやって確認すればいいのかということ。この確認の方法が東京の場合は実は大変でございまして、所有者と居住者が違うとか、あるいは住民票がない人とか、外国人だとか、いろんな要素があります。こういう確認方法をどうすればいいかというのを整理しておかなきゃならない。それと各区市町村、あるいは全国のもの様式を見ましたが、やっぱり様式がバラバラでございましたので、ここは様式を統一したいと思ひています。

それと、その後の法の制度の改正で、実は大規模半壊が平成13年度から導入されております。これについて、今までのり災証明の様式その他に、ほとんどのマニュアルに入っ

おりませんので、大規模半壊という制度を入れました。

またご存じのとおり、生活再建支援の改正がございまして、全壊あるいは大規模半壊、半壊、それぞれに支援金の額が異なりますが、これがリンクするようになりました。

例えば住宅の再建ですと、全壊の場合は 300 万、大規模半壊は 150 万。あるいはそれに伴いまして、義援金等の配分もそれに従うということになってくるということで、ですからこの根拠となるべきものと同時に、その認定の仕方もこれまで以上に慎重にしなければならないこととなります。

一番大きな問題は発行体制です。特に東京の場合、1 カ月以内に発行できるような体制がどうしても必要だと。柏崎でさえ1 カ月かかる。東京では何十万となる。それを果たしてその前提となる家屋調査がスムーズにいくかどうかというようなこともございます。また、区市町村の応援部をどうやってつくるかというのも出てくるのではないかと、この辺が課題ではないかと整理をしました。

次に2 ページ目でございますが、これが特別部会で一定のたたき台の案として、こういうやり方をしたら円滑にいくのではないかとという案でございます。一つは一番上に書いてありますが、区市町村が被災後に調整会議を開き、関係者が集まって議論をするということですが、これもできたら関係者によって、事前に訓練をやりたいということで、順次必要に応じて開催できる、そういう調整会議をマニュアルの中で標準的なものとして必ず実施させたいと。それですぐ被災直後から関係者の調整に入ることが必要なんじゃないかと思えます。

東京の場合のもう一つ、実は建築の関係が、多摩の特定市9市以外の市町村は都で行っている。都の多摩建築指導事務所が行います。そのへんとの連携というのも必要になってくるだろうと思っております。

区市町村もいろんな部門が実は担当します。例えば一番左側から順に右側に流れるようなかたちにしてありますが、まず都市計画部門がありますが、被害概況調査、これは町丁目別に大被害、中被害とかということの概算であります。概ね3日以内に調査をし、それを都市整備局のほうで1週間以内にまとめる。この時に、大体町丁目単位で被害状況の概況がわかるわけです。

そして次に応急危険度判定です。これは1週間以内に行うということで、地域防災計画で決めております。目標を定めております。これも10日ぐらいまでの間にまとまる。この応急危険度判定で、例えばもうすでに全壊、全焼というようなものは、次の住家の被害調

査は省略をするとか、そのデータを生かして効率的にやるとか、こういうことを考えなきゃならない。

住家の被害調査というのは、東京の場合は2段階に、いわゆる建物倒壊と火災焼失、これは消防が行う。これを、例えば3日とか4日目ぐらいにはどこがやっていくかとか、どういう順番でやるか、全国の応援はどうするか、こういうことをやっていって、ここの部分をきちんとやらなきゃ駄目とか。二人一組で回るというようなことのルール化とか、あるいは全国的に支援する体制の構築とか。それでまとめができたなら、り災台帳ができたところからどんどんやろうというような流れが必要になるのではないかと。

主税局と固定資産の情報の提供に関して、4回ほど分科会をやりまして、主税局は基本的には情報を提供しますということになっておりますが、どうしても個人情報の保護の関係で、本人の同意を得ないとどうしても提供できないことが、二つございます。

一つは現有面積です。固定資産に登録されている面積はオープンデータですからやれますけど、現有率、建て増しをしたとか、これはどうしても出せない。それと、所有者と実際の納税者が異なっているケースがあるということで、この納税者の情報も今出せないということで、ここを必要な時期には出していただくようなかたちのシステムを、やはりもう少し検討してやらないといけない。

これは、実は検討会を4回やりまして、そこで出てきた結論でございます。まだ最終的な調整はしてませんが、主税局の都税事務所のほうから、基本的には特別区のほうに情報は提供しますと。なるべく早い段階で提供できるようなシステムをさらに詰めていきたいと思っています。り災台帳を作るときに、市は自分の所で固定資産税を掛けていますから、その情報がわかりますから、23区の場合は都税ですので、そのへんの情報をどうやってリンクするかということです。

応急修理は先ほど言いました、1週間ぐらいには応急修理が始まる。2週間目ぐらいからは計画を立てて、早い所は2週間、3週間で緊急的な応急修理が入るというようなこと。こういうのも、こういういろんな情報をり災台帳で整理をし、ある程度これが完成しないと申請・受け付けができないと。併せて各種の支援体制をやっていると思います。2週間あるいはもっと早めにいろいろな相談を実施しますが、り災証明の申請のときは総合相談窓口をつくると。申請している所の周辺につくっていく。いわゆるり災者から見れば、ワンストップでいろんな相談ができるような機能を持たせなければならない。

ところが中越でも問題になりました。全壊とか全焼は比較的わかりやすいのですが、半

壊とか一部損傷の場合、その基準がなかなかわからないということで、再調査、あるいはその決定に不同意ということで、住家の場合は第三次調査というのをやる。

第一次調査は外観目視でございますが、第三次調査は内容を含めて建物の中まで入る。こういうことになりますので、そうするとこの間、相当また時間がかかります。この辺も円滑にできるような、ぜひ先生方からの知恵も含めてアドバイスを頂けたらと思っております。

一連の流れを整理し、この中で関係局の調整会議の中で円滑にできるということと、いち早くその情報を一本化し、台帳にしていく。こうやれば調査漏れがなくなるとか、あるいは二重調査をしなくてもいいというかたちで、整理をしたいと思っております。それをマニュアルの標準的なものの中に示して、それに沿って各市町村ごとに、その地域の被災状況に応じたやり方をしていただけないかということで、今考えております。その辺につきまして、ぜひ専門の先生方からいろんな実地体験も含めて、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくご審議お願いします。

○中林座長 はい、ありがとうございます。予定では16時30分ということですので、35分ぐらいしか時間がございませんけれども、本日の協議事項2件、最初の1件が資料の3、区と都の役割分担と関連して、抜けている項目とか、あるいは役割分担の考え方について、何かご意見あるいはご質問も含めて、ございましたら、いただきたいと。

それからもう一つが、資料の4のほうのり災証明の発行ということですが、相互に関連する部分は多いとは思いますが、ちょっと議論がごちゃごちゃになるよりはと思っておりますので、取りあえず最初に資料3について、ご質問、ご意見ございましたら、承りたいと思うのですが、いかがでしょうか。これは東京都の震災復興マニュアルを作成し、その改訂に伴って、役割分担をより明確にしようということで、今回整理されたと思っております。何かお気づきの点とかご質問、ございますか。

たぶんどこかに書かれているんだろうと思うのですが、基本的に区市町村との役割分担ということで、整理するに当たって、区市町村のほうにかなり焦点を当てながら、支援するのか一緒にやるのかという判断をされていったんだと思うのですが、逆に言うと、区市町村じゃできそうもないことというのたぶんいっぱいあって、その辺はどういう扱いになっているのでしょうか。むしろ都が主体になって頑張る、あるいはやらざるを得ないようなもの、例えば広域の都市のインフラの復興に関連した、都市のインフラ整備の問題ですとか、そうした点についての体制というのが、むしろ都が主体で、区市町村のほうに「協

力」という言い方はおかしいのですが、書き方としては「両方主体」という書き方にならざるを得ないのかもしれませんが、1ページのあたりの一番下の9というところに町の話が出てきて、これは区市町村が主体で都が支援する。これが被災した市街地の復興そのものの、まず大きな課題になるのは間違いがないと思いますけれども、例えば6ページの「復興まちづくり計画」の策定、あるいは基本計画の策定、あるいは事業の推進、このあたりは都と区市町村が共に分担して連携していくことになっておりますが、この10番の都市スケールでの基本計画、あるいは基本的な都市インフラにかかわるような復興についてというのは、もう少し東京都として広域調整を前提にしながら考えていくような戦略というのか、手続きというのも、ひょっとしてあるのかなというのが一点です。

それに関連して、今後の課題かもしれませんが、このマニュアルというのが、いわば復興の手続きとか進め方だとすると、目標として、どういう東京に復興するかという目標像としてのグランドデザインという、震災復興グランドデザイン、これももう策定してかれこれ7、8年になるのでしょうか。その辺の位置付けとか見直しというようなことも、ややこの先の話かもしれませんが、あるのかなと個人的には思っているところです。

そのグランドデザイン、これは東京都しかつくっておりませんので、グランドデザインに書かれている事業というのが、かなり一区とか市が主体となってというよりも、もう少し大きい都の立場からの方向付けなり、都市づくりの枠組みというようなことが重要になってくるグランドデザインになっているのではないかなと思うのですね。従ってその辺を少し、今日の資料には直接関係ないかもしれませんが、伺いながら、ちょっと私自身が感じた点です。

○事務局（斎藤副参事） 一応ここに記載をされている事項は、この都のマニュアルの主なものしか記載をしてございません。今先生がご指摘のとおり、6ページの9番、10番、11番、これは行政の中で申し上げますと、区市町村が主体となる地区というのは、ある程度規模が小さい所。あるいは都が主体となる地区というのは、先生ご指摘のように広域的に、あるいはある程度政策的にやらなきゃならない所ということで、実は役割分担の中ではこういう表現になっておりまして、都のマニュアルの中にも記載されていますように、都市復興の基本計画を議論するときに、先生が言われましたような、グランドデザイン的な復興の目標をどうするかということにつきましては、恐らく半年以内にはある程度、先生方の意見を聞きながら、グランドデザイン的なものを定めていく必要があると思います。そのプロセスについては、この東京都のマニュアルにも書いてあります。

ただ、区市町村から見れば、やはり自分が主体となってやるべき所については、同じように記載をし、広域的な部分については都と連携してとか、都と協力しながらやっていくというようなかたちで、区市町村マニュアルの中ではそのような整理の仕方をして、区市町村としても、両方やっていかなきゃならないということは、先生ご指摘のとおりだと思いますので、マニュアルの中に記載をさせていただきたいと思っております。

○中林座長 わかりました。他、いかがでしょうか。はい、室崎委員、お願いします。

○室崎委員 もう十分検討されていることだと思うので、屋上に屋を重ねるような意見かもしれませんが、まず第1点目は、これは区市町村を中心にして考える、区市町村が自らの仕事は何かということをはっきりとすることを明らかにするという交通整理なので、都がやるとまた少し姿勢が違うというのは、当然そういうことなんでしょうが、ただ、役割分担というと、何か責任を押し付け合うというイメージが一方では出てくる。これはうちの仕事じゃない、これはうちの仕事だと。そういう発想にならないように、基本的には区市町村と都が密接な連携というか、あれでいくと本当に協調するというか、ほぼ同じ関係で支え合う関係が必要だという、その大前提があつての上での、取りあえず交通整理だと理解しないと、これだけを見ると、こっちはここだ、こっちは都はしないでいいよと、そういうふうなかたちとして誤解されるといけないということが第1点です。

第2点は、これからたぶん具体的に個別にそれぞれの事項について、いわゆる図上演習というか、シナリオ・シミュレーションというか、あるいは状況設定でどう対応するのかというようなこと、実際に計画を作る過程で、いわゆるある種のシミュレーションをやる。その過程の中でもう少し、本当にこの関係でいいのかどうかという、この表を見ただけではわれわれもよくわからないので、やっぱりやってみてわかることがあるので、個別それぞれの項目については、都と市区町村が一緒になって訓練というか、そういう図上の訓練をされればいいのかというのが2点目です。

3点目は、そのうちでやはり都がしっかり果たすべき大きなリーダーシップを取らなきゃいけない点はどこにあるのかと申し上げますと、一つは復興計画の立案の中で、むしろ上位計画というか、都がまずしっかり計画を作らないと区市町村がつかれないような、最初は区市町村が作るんですけども、やはり都の基本方針なり基本計画にかなり市が拘束される部分は、むしろそこはある意味では都のリーダーシップが必要な部分があると。

二つ目は、各区市町村の相互の連携、要するに勝手にはできない、例えばがれきの処理なんかも、ひょっとしたらこれがいろいろな所に出てきたら、やっぱりその相互調整とい

うか、他の区市町村、区と区の関係の調整がないと、ちっとも前に進めないというようなことがあると、そこは都が全体の調整をやるというようなことがあるので、これは市町村を中心に考えていますけど、これを踏まえた上で、今度は都はこれに対して、ここについてはこういうアドバイスや支援をするという交通整理をもう少しされると、その関係がはっきりしてくるのではないかと。以上でございます。

○事務局（斎藤副参事） ありがとうございます。実はこのマニュアルに、去年の5月にマニュアルの見本を作ったときに、一応区市町村を主体に流れ図を書きましょう、併せて東京都がどの担当部門が支援するんですかと、都の支援の中身は何ですかと、これを整理しようじゃないかということで考えておりますので、確かにこの表だけだと、ご理解いただけない部分もありますが、これは基本をまず整理することが先でございましたので、整理をさせていただいたということです。

それと、わたしどもがこの案を作るまでに、区市町村と3回意見のやりとりをしました。その中で修正意見も出ましたし、都の各局は、これはやっぱり区市町村のほうがいいのかなというようなことで、実は3回にわたって都と区市町村の間で意見調整をして、お互いになすり合わないというので、区市町村はやっぱり頑張っていたかなきゃならないことは支援しますよと、こういう姿勢でマニュアルの基本を考えていきます。

先生にご指摘いただいたような、今後これを具体化するためのシミュレーションが重要ですので、その辺もマニュアルを作ったあとの一つの課題ということで、検討させていただきたいと思います。

○中林座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。じゃ五辻委員、どうぞ。

○五辻委員 五辻でございます。複雑多岐に入り組んでいますので、どこからということ、政策誘導の問題だと思うのですが、この東京都の震災復興計画の一つのポイントは、住民自身による地域復興協議会、それからそのための時限的市街地という新しい発想がポイントだと思って議論に参加してまいりましたが、特に都と区市の関係ということで、一昨年、その前、耐震化促進法が改正になりまして、東京都が昨年ですか、耐震化促進計画をつくられたと。10年の数値目標も出されたように見てまいりましたが、区市については努力目標ということで、かなりまだばらつきがあるのかなと思っております。

実際には公共的な建築物の耐震化というのは、あるいはマンションの耐震化の支援というのは、都が主導でやっているように見てまいりましたが、住宅の耐震化につきましては、やっぱり区市が中心になるところですけども、かなりばらつきがあって、耐震化促進計画

についても非常にまだまばらであると。

この東京都震災対策事業計画の、今日手元に配られております 20 年度、21 年度の 16 ページの「住宅の耐震化」というのがございますが、この辺も、助成の実施とそれによる実際の耐震化の実現目標を、平成 20 年度で 20 件 800 戸、それから 21 年度で 50 件 2,000 戸という数字が入っておりますが、現状の推進のところ、果たしてこれすら具体的に進むのだろうかというのを、わたしは非常に危惧しております。その辺は政策的な役割分担も含めまして、かなり静岡県並みに、都ベースの耐震化の助成策についてはもう一段、一つの制度的な支援策を、都の共通なものが必要なのではないかと。

しかし助成策があってもなかなか進まないという、実際に区市レベルで住民自身の耐震化への意識も含めて、「ローラー作戦」と書かれてございますけど、実際にどのように組織的に進められるかというのがございますから、区市町村の進め方も含めて、やっぱり耐震化促進計画が区市のレベルで具体的に策定される、あるいはその計画が具体化されるということに対して、都と今の区市の現状に対してどのような指導なり、政策的・制度的な支援というものが、もう一段問われるのではないかなと思っております。

それで、そういう時限的市街地で住民自身が町の復興に、住んでいる所で、あまり遠くへ疎開しないで住み続けながら、町の復興に取り組むということ言えば、やっぱり普段からの耐震補強と、それからここで計画されております、応急修理によって住める住宅は応急修理して住み続けると。その半壊あるいは一部壊というふうなところでの、応急修理をしたら住めるよという、その辺の認定の問題、申請あるいは受理の問題でかなり混乱、あるいは住民自身が、被災者自身が選択に混乱するのではないかなというところを、もう少し普段から耐震補強をして、それも墨田区で実施されたような、耐震強度 1 に満たなくても、0.6 が 0.8 になる、そういうものに対しても公的補助が受けられるような、もっと柔軟な支援策も含めて、グシャッとつぶれない耐震補強をどんどん進める、数を進める、時間の中で数を稼ぐという、そういう施策が必要ではないかと。

それと併せて、応急修理によって住み続けられる戸数が増えるという、このところへ政策誘導していくことは、耐震補強の促進への支援策と含めて、必要ではないかと。

基本的には区市が推進していかなければいけない事業だと思いますけども、それに対するもう一段厚い都の、静岡県と同じような、都の全域に及ぶ制度的な支援策というのが敷かれていいのではないかと、私は常日ごろから思っております。住んでいる区市によって、診断を受ける予算枠も、それから建築費に対する補助額もかなりばらつきがある。耐震補

強促進計画がばらつきがあるというふうな現状ですので、そのところを政策誘導すべきではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中林座長 今たくさんお話しいただいたのですけれども、特に復興に絡めて言うと、私の理解では、東京都の震災復興マニュアルのプロセスの中で最もユニークな点というのは、それこそ被害想定された最悪の事態のような大量被災をした場合に、復興の需要が大きく増えて、その復興のプロセスに時限的市街地という、被災者をなるべく地域にとどめて、地域協同で復興を進める、そのための、「将を射んとせば馬を射よ」じゃないのですが、起きてから復興で応急仮設をどうするの前に、まず耐震補強をきちんとやって、修理で住み続けられる程度の住宅をまず確保することが、時限的市街地を展開する上で大事なのではないかと。

つまり、耐震補強とか耐震改修というのは復興の一部でもあるのだから、その辺をもう少しとか、各区市を調整して、全体で進めていけるような展開があり得るかという点が一番のポイントだったかなと、五辻委員のお話を伺ったのですが、そのようなことに関して、もし何か事務局のほうでご意見があればと思いますが。

○事務局（斎藤副参事） お手元の「震災対策事業計画」を、時間がなくて説明を端折って申し訳ございませんが、今回のこの特徴は、いわゆる減災目標を三つ立てまして、その三つに沿って10年後の目標、およびその3年後の中間目標というものを定めたということです。

そこで、今ご指摘いただいた死者を半減させるためにも、まずは何はともあれ、建物の耐震化が大事だということで、お手元の11ページの第1部、死者の半減の項目ですけど、このほとんどが耐震化というかたちでやっております。12、13ページには統一建物、その次に事例の提供ということで、15ページの中ほどに、耐震化のためのムーブメントを醸成しようということで、やっぱり民間、あるいは意識を含めて、こういうことが重要ではないかということで、事例紹介その他も行おうということになっています。

また、16、17ページにそれぞれ住宅の耐震化のための問題、マンションの耐震化はまた後ろのほうに出ておりますが、3カ年ごとにやるべき事業を今回きちっと明示をし、3年後の目標を一応耐震化にするというかたちで目標設定をし、具体的な事業をそれぞれの所が実施していくということでございます。基本は地震が来ても倒れない建物がまず真っ先でございまして、そういう視点で進めていきたいと思っております。

また、座長から話がありましたように、東京都の場合、震災復興、地域の中で住み続け

ながら復興できるような時限的市街地ということも重要でございますので、そのようなものも含めて、ご意見等を承りながら、また市町村のマニュアルの中にもその考え方がなるべく反映できるようなかたちで、どこかに記載しておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○中林座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○五辻委員 一点だけ。今、そのような都の施策と、それに対して区市町の施策のばらつきとの現状に対して、都の政策誘導というのは、そのまま区市にストレートにみんな均等に下りていくので、全区市町で実施される現状にはない。かなりばらつきがあると思っておりますので、その辺の現状と、それから今おっしゃられたようなマニュアルの中にも、その辺がかなり重点的に盛り込まれるということを私も希望しておりますが、進ちょく度についてお伺いできればと思います。わかる範囲でよろしくをお願いします。

○瀬良住宅政策担当部長 都市整備局の住宅政策担当部長、瀬良と申します。よろしくをお願いします。ただ今のご指摘の点でございますけれども、おっしゃる様にさまざまな施策、東京都のほうで耐震化に向けた施策を講じますけれども、それをどのように活用していくかという時には、どうしても区市町村にご協力いただく。あるいは区市町村が主体的に制度をご準備いただき、それを東京都のほうでサポートさせていただく。枠組みの制度として、そういう構成になっているものもたくさんあるわけでございます。

そういった中で、今、例えば助成制度がどうなっているのか、あるいは耐震改修の促進計画、市町村のほうの進ちょく状況はどうなっているか。ちょっと申し訳ございません、今手元にデータはございませんけれども、例えば今年度、東京都のほうでマンションの耐震改修に関して、新たな助成制度をスタートさせていただきました。これにつきましては、まさに区市町村のほうと協力して進めていく仕組みになっておりますので、現在、市町村のほうとヒアリングなどを通じまして、その活用に向けて、できるだけ普及・浸透していくように、区市町村の皆さんと協力して連携を深めているところでございます。

いずれにしましても、東京都だけでは限界がございますので、区市町村との連携をこれからも深めていきたいと考えております。

○中林座長 ありがとうございます。もう一つり災証明のほうの話があるので、そちらへ移りたいと思うのですが、ちょっと今との関連で、5ページのところの5番が時限的市街地の整備で、これは区市町村が中心になって被災地の復興まちづくりにつなげる、時限的市街地をどう展開するかというのを区市町村主体で行い、都は支援する。それに関連して、

8ページの8番のところに、被災建物の応急修理がありますが、ここがある意味で連動するのではないかというのが、今の五辻委員のお話でもあったかと思います。

そしてこの中で東京都は何を行うかという、下の段のところの主体でいきますと、修理してねということに関係団体へ要請するということだと思うのですが、たぶんこの関係団体というのが、耐震改修をする技能を持っている人が、耐震改修を事前に進めておいて、いろいろな関係づくりをしておくことが、この応急修理のときに技能者、技術者、事業者を集めて、応急修理を展開してもらおうということにも、ある意味ではつながっていく。

余震に壊れないような耐震補強、それから降雨対策を最低限確保する補強というのが、応急修理の基本だと思いますので、言葉ではなかなか出ないのかもしれませんが、連動していくという意味で、今の二つの、事前に行うことと事後に行うことの結び付け方、かつ先ほど来出ている主体と支援という関係も、取りあえずこのかたちで整理するとして、実際の運用でどう展開するかというあたりが微妙に絡んでくる課題なのかなと思いながら、お話を承りました。はい、どうぞ。淵上委員。

○淵上委員 ちょっとソフト面だけのお話しかできませんが、2ページ、3ページ目、復興関係広報とか被災者相談所の設置とかございます。

この被災者相談所の設置については、地区支援機構とか弁護士会の立場では、区市町村の責務であるということで、区市町村との連携をどのように図るかということでやってみて、それが今回、今回というか、前から考えていただいている都の相談窓口とか、被災者総合相談所の設置とかで、それぞれの分担が決まっているわけなんですけれども、実は被災者の相談というのは、ここで言う24番の外国人の相談もあれば、26番の消費生活の相談もあって、さらに言えば、割と広域での連携、東部なら東部の3区ぐらいが一緒に相談を行うとかという広域の連携があるものですから、そこら辺の調整を都のほうにさせていただいて、さらに言うと、区市町村のやる相談関係も、18番の復興関係広報では、当然都のほうも取り上げていただいていると、効率的な相談の体制は取りにくいのかなと思いますので、一言だけ付け加えさせていただきました。

○中林座長 はい、ありがとうございました。それじゃ参考にさせていただくとして、もう一つのり災証明のほうにつきまして、ご意見あるいはご質問等、ございますでしょうか。はい、どうぞ。室崎委員。

○室崎委員 わたしばかりでどうもすいません。できるだけ手短かに申し上げます。3点ほどございます。1点は、り災証明を発行するときに、行政の立場からり災証明のあり方を

考えることも重要ですけど、被災者の立場からり災証明の発行のあり方を考える。例えばこの資料4を見ますと、業務が非常に大変だとか、円滑な発行ができないとか、苦情が殺到して即日処理ができなかったとか、ここに書いてあることは行政の論理なんですね。できるだけ簡単に早く済ましたいと。そういう論理から言うと、要するにしっかり見ないで、外からパッパッと見て簡単にやろうという発想が出てきがちなのですが、被災者からしたらどういう問題なのかということをしっかり押さえておかないと、これは釈迦に説法ですけど、少しその点は、り災証明のあり方というのは、行政の立場からと被災者の立場の両方から見て最適な方法を考えるということだと。

2番目は、迅速性と的確性というか、公平性とのバランス。早ければいいというものがないというのはご承知のことだと思います。いかにして早くやりながら、大ざっぱにやりながら、いかに的確に正確に公平にやるか。そうすると、その鍵の一つはやっぱりその判断の専門性、能力の問題だと思います。本当に建物構造のわからない人たちを使っていいのかどうか。ここは一応自治業務ですから、自治体の職員でやろうとしているのだけれども、自治業務であっても、簡単に言うと、僕は日本じゅうの建築の学生を日当いくらかで雇えと言っています。職員にすればいい話であって、まさに建築士会だとか、いろんな専門家の圧倒的な集団を、本来は性格に合ったそういう能力のレベルアップをすること。

それから一つ大量に動員をやはり、東京都の大変膨大なマンパワー、どれだけのマンパワーでやったらいいか。柏崎なんかは、応急危険度判定のほうで圧倒的に人が多くて、り災証明はその5分の1か10分の1でやっている。それは時間がかかるのは当然なんです。それなんかはまさに本当に被災者の立場を考えてない。大量に動員をすること。それから専門家に任せること。

あとはやはりこの台帳の問題ですけれども、事前から一つ一つの家屋についてしっかり情報が確保されて、それをベースにして、そこに俯瞰的に判断をしていくという、平常時の台帳管理というか、そういうものとリンクをして簡便化を図ることをしていかないといけないので、これはまだ今後の検討課題ですけど、迅速性と正確性をどう統一すればいいのかということをご検討いただきたい。

私の意見は、専門家を使えというので、かつ応急危険度判定から、り災証明から、住宅相談まで、場合によっては、一人の建築家でもいいのではないかと考えています。これはボランティア業務と自治業務がそんなにうまくいくのかということになりますけど、これは応急危険度判定もきちんとした行政の業務として位置付ければ、できるように思います。

まだ国がそこまで踏み込んでないのに、都が独走するというわけにはいきませんので、これは私の個人的な意見としてお聞きいただきたいんですけど、いろいろ考えたんですけど、私の答えはそれしかないということ。以上でございます。

○中林座長 非常に貴重なご意見だと思います。私も量が勝負になるということなので、迅速性、的確性と同時に、量をこなす態勢をどうするかというのが、これまでの災害経験を越える何かを考えておかないと大変かなと。これまでのやり方を拡大すればいいということでは、ひょっとしたら済まないかもしれないという気はしています。今、研究者側の議論としては、大量な被災に災証明をつなぐために、自己申告式というのはできないものかということで、私の家は今こういう状況になってますというのを自己申告的にやって、それを土台に議論していくみたいなこともできないか、みたいな話も一方であります。

それから今室崎委員から出た専門家の活用で、応急危険度判定って結局余震対策なんだということであれば、それだけであれだけの専門家を使うのはもったいないぞというのが、室崎先生の基本的な発想の前提でもあるかと思うんですね。そうすると、応急危険度判定士として登録している方に、被災度判定その他についてもぜひ展開していただくようなことが大事になってくるかなと思います。ほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○田近委員 ここら辺の業務については知識はないのですが、今の室崎先生のご指摘に続けてなんですけど、現在は事前の調査というか、全壊、半壊の判定を災害が起きたときにやる前に、そのマンパワーをどう確保するかということもあるかもしれませんが、事前にどういう状態になっているか、それぞれの家ごとまで行くかどうかは知りませんが、そういう情報は今どこまでお集めになっているのかというのが第一点と、あと家が壊れると、地震保険で損保のほうも入るわけですよね。そことの関係はどうなっているのですか。事前の状況調査と損保との関係。

○事務局（斎藤副参事） まず事前の情報で、今の区市町村が例えば一つの部門でその情報を持っているというものが実は今なくて、例えば区で申し上げますと、建物ですと建築確認は建築部門が持っていますという状況です。それと住民票の部分は住民票、世帯とか何かを持っています。それと都税、いわゆる固定資産税の情報は都税が持っていますということで、いわゆる災証明を発行するための基本的なデータを事前にどの程度そろえればいいのかという、これはこのマニュアルの中で、少なくとも標準的な考え方を示しているかなきゃならないというふうに思っています。

それと、行政が行う住家の家屋調査と、損保会社が保険等でやる調査とは異なっており

まして、お手元にお配りさせていただいたように、基本的な調査の方法は内閣府が示した被害認定のやり方でやるということで、それが結果的に全壊、大規模半壊、半壊、一部損傷ということで、一定の基準割合があつて、その中でやるものです。

損保会社でやるのは、損保会社の契約に基づいてそれぞれやるというかたちになってまして、基本的には別のものだとして理解をしています。

○田近委員 どころが違うのですか。

○事務局（斎藤副参事） 簡単に言いますと、残された資産に対してとか、あるいは同じような建物を建てた場合にどのくらいとか、あるいは損保ですと、一つの建物に対して二重三重の場合、その合算というか、引くとか、あるいは地震保険には限度額がございましたり、そんなかたちが違うということで、いわばこの住家の被害認定というのは、その建物が地震によってどの程度の規模で壊れたかどうかを、行政のいわば自治事務として現在行っているもので、その基準が内閣府で示されている大規模半壊、全壊、半壊とかということで示されているということです。

それが今、被災者生活支援法の中で、いわば住宅再建に必要とする支援金等の中に直結をしてくると。例えば全壊でいうと 300 万、大規模半壊ですと 150 万、そういうかたちでのいわば政策がそこにドッキングしたことによって、より慎重に、かつ公平に、しかしそうはいつでも、大量なものをある程度迅速にやらざるを得ないと。ここに今一番大きな悩みがあるということです。

○田近委員 ある意味、資料からいくと、事前にその準備が整ってないというのは、非常に問題だと思うんですね。例えば 10 万戸があるとして、その 10 万戸の必要な、全部埋めることはできないとしても、これがあつて、災害が起きたときには、その 10 万戸なら 10 万戸はもうコンピューターに入ってるわけですから、それをチェックしていくという事前の仕組みというのが重要だと思うんですけど。

○事務局（斎藤副参事） おっしゃるとおりで、事前にどの程度準備できるかというのが、今回の勝負だと思っておりますので、どこの部門にどういう情報があつて、その情報がそれぞれどうやって、災害が起きたときに連携するかということです。

それと地震に伴つての被害ですが、その被害というのは、必ずしも一斉に同じ地域で同時にというわけじゃない、建物によって違う。当然、耐震化されている建物は壊れなかったり、そういうのもありますので、結果的には 1 軒 1 軒調査せざるを得ないという実態が、今までのほかの地震でも、この部分は大変だということです。

○中林座長 よろしいでしょうか。今のお話にも若干関連して事前の準備、これはどれぐらい時間があるのかというのはわかりませんが、やはりこれからの時代というのは、量を対処しようとする、やっぱりIT化というのは不可欠の要素になってくると思うんですね。り災証明の二重発行だとか、先ほど納税者と所有者という話もありましたが、さまざまな権利者が輻輳しているという東京の状況で言うと、同じ物件に対してどういうふうになり災証明が発行されていくのか。それがどういうふうに台帳の上で整理されていくのか。

同時にそれは先ほどの役割分担にもある住宅再建だとか、あるいは町の復興だとかということに絡めると、地図情報みたいなかたちで、この物件に対して幾つなり災証明が発行されているかという状況も、わかってこない、り災証明を次の復興へつなげていく上で、個人個人は自分の復興だけで考えますから、周りがどうなろうが関係なく、もらったものはもう離さないで、最大限の復興の支援を獲得しようというように動くと思います。

全体としての復興を見ていく上では、このり災台帳を作成し、かつそれを不正と言ったらいいか、どう言えばいいかわかりませんが、一体全体り災証明というのはどういうふうにして発行されて、それが空間的にどう展開しているのかというあたりが、先ほどのIT化された台帳と、それをGISの地図上に空間的に展開できるようなことができると、地域復興と個人の住宅再建との関係を含めて、立体的に復興を推進する上で非常に重要な武器になるというか、エンジンになっていくような気がするんですね。

従って、IT化の方向というのも、ぜひこの流れをベースにしながらか、一度考えていただく。それも恐らく事前にいろいろ準備をしておかないといけないことだろうと。個人情報保護法のこととか、いろいろクリアすべき壁はいっぱいあって、クリアできないという壁もいっぱいあるのかもしれませんが、でもぜひ、何百万というようなオーダーの被害でり災証明を発行しようということになるとすれば、これはもういわゆる大福帳方式はあり得ないと思えないといけないと思います。

はいどうぞ。ちょっと時間過ぎましたが、あと数分よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○池上委員 今いろいろと皆さんのご意見を伺って思い出したんですが、阪神の後、地震では自分のうちは何ともなかった。ところが隣りの家が倒れてきて、壊れた家を何軒も見たんなんですが、そのときの応急危険度判定というのはどういうふうになるんですか。それから地震保険を掛けるかどうかでも、随分変わってきますよね。たぶん東京の場合、そう

いう家が多いような気がするんですね。木造住宅密集地。

○中林座長 応急危険度判定は、今のようなケースだと、被災証明と応急危険度判定が全然別物ということになるんですね。柏崎で結構あったのは、一見何ともない家に赤紙が張ってあるんですね、応急危険度判定で。で、近づいてみると、隣りの家が倒れ掛かってきて、余震でもっと被害が出る可能性があるので、応急危険度判定で赤紙がベタッと張ってあるんですね。ところが隣りの家ががれき撤去で無くなった途端、緑紙に本来変わらなきゃいけないんですが、もうそれは判定しないで、赤紙をはがさない限りずっと張ってあるんですけども、そうすると被災証明的には、隣りの家が無くなって、余震で被害を受けなければ大丈夫、無事ということになりますし、その前に余震で、隣りの物で壊れたり損壊したときにどう判定するかというのが、被災度判定のときに判定士に任されている業務だと思うんですが、恐らくそれは地震に由来する被害というふうに判定することになるんだろうと思っていますけども。

○事務局（斎藤副参事） 先生のおっしゃるとおりです。応急危険度判定はあくまでも余震対策としての赤・青・黄色ということですが、家屋調査については、余震が終わったあとの状況も含めて、その家、建物だけで判断をすることになっています。

○中林座長 はい、どうぞ。よろしくお願いします。

○大杉委員 事前の準備ということではいろいろあるんでしょうけれども、ITなり何なり、いろんな手法を活用するということもありますが、まずは今回役割分担ということで整理していただいたものが、都の側については、もうすでにマニュアルのほうにも各部署、どのような役割分担、もっと厳密にやらなければいけないところは当然あるでしょうけれども、今回、区市町村のほうでこういうようなかたちになった。3回ぐらい投げ掛けて、こういうふうに整理したということですが、果たして震災復興マニュアルをまだ作ってないような自治体もいくつかある中で、投げ掛けられた。それをどう受け止めればいいのかということが、本当は問われてきているはずであって、もちろんそれをきちんと受け止めて、恐らくこの役割分担に基づいて、この区市町村の流れでやっていったときに、都とどうかかわっていったらいいかということを中心に想定してできている所もあると信じたいところですけども、必ずしもそうではない所も当然あるかと思えます。

今回のこの資料3のように整理していただいたのは非常に意味のあることだと思っていて、区市町村の側にきちんとそうした意味での自覚を持って、マニュアルを策定した所についてはまた見直すことも含めて、あるいは策定していない所については、そうした視点

からきちんとやっていただく。

現状としてどうなのか、ここで今お答えいただくということでもいいんですけども、都の側としても、事前に一番できるところはどういうことで、内部で整理できているのか。これは都の側は各局ごとに寄せ集めれば、名寄せをすればどういう役割かというのがよくわかるんですが、市町村の側は、これだけではまだわからないバラバラのところがあって、市町村ごとに組織も違いますし、消防との関係についても、東京の場合は特別だということもありますけれども、そうした整理をきちんとやっていただきたいということを最後をお願いしたいと思います。

○中林座長 ありがとうございます。せっかくですので、森反委員に発言いただくと、全員発言があったことになるのですが。

○森反委員 せっかくですからちょっと。時限的市街地を精査するために、ということが可能なのかということが、大変、区と市町村と都との連携を考える上で非常に重要なことで、例えばここには全く書いてないんですけども、復興対策としてどういう支援をするかとか、あるいは先ほど座長がおっしゃった被災台帳のようなものが、住民の側の組織が流すことができるのかできないのか。

すなわち、住民主導で復興計画をつくっていくということが記載されているのですが、そういう基になるものを情報として流すことが、都並びに区市町村との関係の中でできるのか。そういう点が重要になってくる。

すなわち、こういう区分けをされていることはとても重要ですけども、こういうものが絡まって、都市復興の総体的な過程の中で運用、実施していく上でどういう情報を交換し合うことが重要なのかということ、ぜひ詰めていただきたいと思います。

○中林座長 ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。短い時間でしたが、活発にご意見を出していただきまして、ありがとうございます。それでは最後に、これで本日予定していた議事はすべて終了したことになると思いますが、最後にその他として、何かございますか。

○事務局（斎藤副参事） 今頂きましたご意見につきまして、私ども、できましたらこの区市町村マニュアルの中に、反映できるものについては反映させていただきたいと思っています。

なお、次回この会議でございますが、一応年内に何とか原案をまとめますので、年明けに改めてまた日程を調整させていただきますので、ある程度マニュアルのかたちが整う

と思いますので、ぜひまたご意見等を頂きたいと思います。私のほうからは以上でございます。

○中林座長 はい。じゃ年明け年度内ということで、お忙しい時期になりそうですが、よろしくお願ひしたいと思います。できれば早めに時間調整をしていただいて、せっかくですので、なるべく多くの委員の皆さんに参加していただけるようにしていただければと思います。それではこれもちまして、本日の会議をすべて終了いたしました。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(了)